

2023年2月28日

京都府健康福祉部生活衛生課 御中

(連絡先)

京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町 258 番地

コープ御所南ビル 4 階

京都府生活協同組合連合会

専務理事 高取 淳

電話:075-251-1551 FAX:075-251-1555

令和5年度京都府食品衛生監視指導計画(案)に関する意見

令和5年度京都府食品衛生監視指導計画(案)(以下、「計画」(案)という)に対して、以下の意見、要望を述べます。

(1) 4 実施体制 < 1 監視・指導の実施体制に関する基本的事項 (P.3) >

保健所や保健環境研究所における監視指導や試験検査体制の充実を図り、府庁関係部局及び国や他の自治体などと連携し、広域化する流通食品の監視強化や緊急時対応の専門性の向上を図るとともに、食品衛生推進員「京の食『安全見はり番』」とも連携し、地域に根ざした監視指導を期待します。また、食品衛生推進員の更なるレベルアップを図るため、研修等の充実も併せてお願いします。特に、家庭だけでなく保育園や学校などで大規模な食中毒が発生しているヒスタミン食中毒について、啓発を強化していただきたいと思います。

(2) 5 監視指導の実施方法 (P.5)

「1 食品営業施設に対する監視指導については、業種ごとに具体的な取組事項を定め、生産・製造から販売まで、安全な食品が供給されるよう工程ごとに行うとともに、標準的な監視指導回数を定め、効果的な監視指導を行います。」に賛成です。ただし、施設規模により、監視指導回数については検討が必要であると考えますので、お示しいただければと思います。また、近年急増しているテイクアウトやデリバリーにより食品を提供する事業者等への監視指導について、特に強化することを期待します。

(3) 7 食品等事業者自らが実施する衛生管理の監視指導 (P.10)

HACCPによる衛生管理が、令和2年6月から原則すべての食品等事業者に対して義務づけられ、2年8か月が経過しました。浸透はしてきていると見受けられますが、不十分な事業者が存在することも否定できません。(1)「HACCPに沿った衛生管理の導入・運用についてフォローアップします。」のア.にある特に「飲食店営業等の小規模事業者等におけるHACCPの考え方を取り入れた衛生管理が円滑に取り組むことができるよう、きめ細かい指導、フォローアップをします」に賛成します。また、リアル開催が難しい場合には、オンラインの活用も含めて、適切でかつ具体的な取組み目標を立て、すすめていただきたいと思います。

(4) 8 情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）（P. 11）

消費者の食の安心・安全の不安を解消する取組みのひとつとして、リスクコミュニケーションの役割が重要です。

「生産から消費まで、食品衛生に係る情報の提供や意見の交換が行えるよう取り組みます」とありますので一層の充実をお願いします。消費者が参加できやすいようにリアル・オンラインどちらでも選択できるハイブリッドでの意見交換会等を開催いただきたいと考えます。リスクコミュニケーションのテーマとしては、食品添加物、食中毒、健康食品、遺伝子組換え食品、ゲノム編集食品、輸入食品、食品表示等について要望します。

(5) 令和5年度食品等検査計画（P. 16）

昨今、輸入食品が増加する傾向にあります。検査項目の「放射性物質」「微生物学的検査」に輸入項目がありません。追加を検討いただきたいことと京都府内に流通している輸入食品の計画的かつ効率的な収去検査を引き続き強めてほしいと考えます。

(6) その他

京都府と京都市の関連部局が緊密に連携をして共に成果をだされることを期待します。

以上